

## 個別規約 セキュリティーエージェント

本個別規約は、当社がセキュリティーエージェント（以下「本サービス」という）を提供する内容および条件について定めたものです。

### 第1条（定義）

本個別規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

利用約款	本約款に同意の上、締結された契約をいいます。
契約者	本サービスの提供を受けるため、本サービスを申し込んだユーザーをいいます。
販売代理店	当社に代わって本サービスに関わる業務の一部を行う第三者をいいます。
本サービス用設備	本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピューター、電気通信設備とその他の機器およびソフトウェアをいいます。
減数	本サービスの利用ライセンス数を減らすことをいいます。

### 第2条（サービス内容）

本サービスは、当社セキュリティーエージェントのソフトウェアを、インターネット上にある当社セキュリティーエージェントサーバーを介して接続・利用することができるサービスであり、契約者が申し込んだ利用ライセンス数等の契約内容に基づいて提供するものとします。

### 第3条（提供地域）

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

### 第4条（申込）

1. 本サービス利用に関する申込みは、契約者が本約款に同意の上で行うものとします。
2. 契約者が販売代理店を通して本サービス利用に関する申込みを行い、それを当社が承諾することで、契約者と当社間に利用契約が締結されます。
3. 次の各号の一に該当する場合、当社は本サービス利用に関する申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 契約者が当社の競合他社など、本サービスを調査する目的で購入しようとしていることが判明したとき。
  - (2) 契約者に「反社会的勢力」との取引等の関係が存在するとき、もしくは契約者が「反社会的勢力」であるとき。
  - (3) その他本サービス利用に関する申込みを承諾することが不適切と、当社が判断したとき。

### 第5条（利用期間および最低利用期間）

1. 当社は、本サービスの利用契約の証として、契約者に「宝情報セキュリティーエージェント契約証書」（以下「契約証書」といいます。）を発行します。契約証書に、本サービスの利用開始日、および本サービスの利用契約に関する情報を記載します。
2. 初回の利用契約期間は、当該利用契約締結日の翌月1日から起算して1年後までとします。利用契約期間満了日において自動的に更新されるものとし、第6条に従って解約されるまで、その後の更新についても同様とします。
3. 利用期間内に、解約および減数を行うことはできません。

### 第6条（契約者からの利用契約の解約）

1. 契約者が利用契約を解約するときは、月末日を解約日として、解約月の前月15日までに、販売代理店を通して、書面で当社に解約の申請を行うものとします。当社が解約を承諾した場合に、解約日をもって契約終了となります。ただし、契約者は、利用契約期間満了日までの年額利用料金について支払う義務を負います。
2. 契約者は、前項に定める解約の申請が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は、支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。
3. 契約者が本条第1項に基づき本サービスを解約する場合、当社は既に支払われている利用料金等を契約者に返還しないものとします。

### 第7条（当社からの解約）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。この場合、当社は既に支払われている

利用料金等を、契約者に返還しないものとします。

- (1) 本サービスの利用に関する申込書に虚偽の記載、誤記または記入もれがあった場合。
- (2) 契約者の責めにより利用料金の正常な支払いが不能になった場合。

#### 第8条（利用ライセンスの変更等）

1. 本サービスは、1ライセンスにつきコンピューター1台のみの利用とします。
2. 本サービスの最低ライセンス数は、1ライセンスとします。
3. 利用ライセンス数を変更する場合、またはオプションの新規加入もしくは変更を行う場合、契約者が販売代理店に利用内容変更に関する申込書を提出します。当社がそれを承諾し、変更手続を行うことで変更されます。
4. 利用ライセンス数またはオプションの変更は、月末日を変更日として、変更月の15日までに利用内容変更に関する申込書を提出するものとします。
5. ご契約いただいたライセンス数単位でのみ減数を行うことができます。
6. 契約者が、利用契約のライセンス数を上回って本サービスを利用した場合、当該上回るライセンスの利用開始月まで遡って利用料金の3倍相当額を違約金として支払うものとします。違約金は、当社が指定する請求および支払い方法に基づき支払うものとします。
7. 契約者は、本サービス用設備のデータベースにおいて、1ライセンスあたり60日分のログ容量を利用することができます。契約者が、利用可能な日数の容量を上回ってデータベースを利用する場合には、「追加ディスクオプション」を購入するものとします。

#### 第9条（利用料金）

1. 契約者は、ライセンス数および加入オプションに応じて、本サービスの利用料金を販売代理店に対して支払うものとします。
2. 当社は、料金体系について随時変更する事ができます。
3. 前項の規定に従って料金体系を変更する場合は、事前に契約者に通知するものとします。
4. 契約者が本サービスに関して支払った利用料金は、いかなる場合にも返却されないものとします。

#### 第10条（課金開始）

本サービスの利用料金は1年単位で計算するものとします。課金開始日は、契約者からの申込みに対して当社が契約証書を発行した翌月1日となります。

#### 第11条（契約者の支払条件）

1. 販売代理店が定める条件により、販売代理店が本サービス利用料金の請求書を契約者に発行します。
2. 契約者は、販売代理店が定める条件により、販売代理店へ利用料金を支払うものとします。

#### 第12条（本サービスの機能追加、修正など）

1. 当社は本サービスの機能追加または修正等については、当社の判断において実施できるものとします。
2. 当社は本サービスの機能追加または修正等を実施する際は、当社が選択する方法により契約者にその旨を通知するものとします。

#### 第13条（サポート）

1. 本サービスにおけるサポートについて、当社は販売代理店を通して契約者に提供いたします。
2. 本サービスにおけるサポート内容については、当社が別途指定するウェブサイトに記載の通りとします。
3. 当社は、本サービスにおけるサポートが必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行う事ができるものとします。

#### 第14条（契約者連絡先の登録）

1. 契約者は、本サービスの利用に関する連絡先としての電子メールアドレスを、本サービスの利用に関する申込書に記載して当社に登録するものとします。当社は、本サービスの利用に関する連絡・確認等を、原則として登録された電子メールアドレスを通して行います。
2. 契約者は、本サービスの利用に関する申込書に記載した電子メールアドレスに変更が生じた場合は、当社に対し、文書で速やかに通知するものとします。

#### 第15条（サービス提供の中断）

1. 当社は、次の各号の一に該当する場合、本サービスの一部または全部の提供を中断することができるものとす

ます。

- (1) 本サービス用設備の保守または工事上やむを得ないとき。
  - (2) 電気通信事業者の都合により、本サービス用通信回線の使用が不可能なとき。
  - (3) 電力会社からの電力供給の中断やその他やむを得ない事由が発生したとき。
  - (4) 天災地変、暴動、労働争議、行政処置、その他合理的支配を超えた事由により、本サービスの提供が困難になったとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

#### 第 16 条（本サービス用設備などの障害等）

1. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害がある事を知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理または復旧します。
2. 当社は、本サービス用設備等に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。

#### 第 17 条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して契約者が提供または伝送する情報については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者が故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して当該損害の賠償を行うものとします。

#### 第 18 条（契約者設備の維持）

1. 契約者は、自己の費用と責任において、本サービス利用のための自己の設備と環境を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の費用と責任において、電気通信サービスを利用してインターネットに接続するものとします。
3. 契約者の設備もしくは前項に定めるインターネット接続環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

#### 第 19 条（契約者接続情報）

1. 契約者は、本サービスの利用に必要なユーザー名およびパスワード等の情報（以下、「ログイン情報」といいます。）を第三者に開示しないものとします。ログイン情報を用いた本サービスの利用その他の行為は、すべて契約者による利用とみなします。
2. 第三者が契約者のログイン情報を用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払いその他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を賠償・補填するものとします。

#### 第 20 条（バックアップ）

契約者は、本サービスの利用によってクライアントからサーバーに収集し、保存されるデータ等（以下「契約者保有データ」といいます。）については、自らの責任において利用し、バックアップするものとします。当社はかかる契約者保有データの保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

#### 第 21 条（ログイン情報の管理）

1. 契約者は、ログイン情報の管理責任を負うものとします。
2. 契約者は、ログイン情報を第三者に利用、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
3. 契約者によるログイン情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者によるログイン情報の使用により発生した本サービスの料金等については、かかる第三者によるログイン情報の使用が当社の責めに帰すべき事由により行われた場合を除き、全て該当ログイン情報の管理責任を負う契約者の負担とします。
4. 契約者は、ログイン情報の失念があった場合、またはログイン情報が第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。

## 第 22 条 (禁止事項)

1. 契約者は、本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
  - (1) 当社もしくは第三者の権利（著作権を含む知的財産権、プライバシー権、名誉権、およびその他の権利）を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (2) 本サービスの内容や、本サービスにより利用しうる情報（第三者の情報を含む）を改竄または消去する行為
  - (3) 本サービスを利用契約者以外の第三者に利用させる行為
  - (4) 本サービス用設備を、本サービス以外の目的で利用する行為
  - (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為、または違反するおそれのある行為
  - (6) 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
  - (7) 前各号のいずれかに該当する行為が認められる第三者へのサイトへリンクをはる行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされた事を知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、事前に契約者に通知することなく、直ちに本サービスの全部または一部の提供を停止し、または第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為または契約者保有データを監視する義務を負うものではありません。

## 第 23 条 (秘密情報の取り扱い)

1. 契約者および当社は、本サービスの利用およびサポートにおいて相手方より開示・提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、開示・提供の際に秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏洩しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報に含まれないものとします。
  - (1) 開示・提供の時点で既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報
  - (2) 開示・提供後、被開示者の責めによらず、公知になった情報
  - (3) 秘密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から適法に入手した情報
  - (4) 秘密情報を利用することなく被開示者が独自に創出した情報
  - (5) 管轄官公庁の要求または法令に基づき開示される情報
3. 秘密情報の開示を受けた者は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、秘密情報を本サービスの利用およびサポート以外の目的で一切使用しないものとします。
4. 秘密情報の開示を受けた者は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとします。
5. 秘密情報の開示を受けた者は、相手方の要請があったときは、相手方の指示に従い、秘密情報および複製物を相手方に返還または廃棄するものとします。
6. 本条の規定は、本サービス利用終了後、3 年間有効に存続するものとします。

## 第 24 条 (個人情報の取り扱い)

1. 契約者および当社は、本サービス利用およびサポートにおいて相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報を本サービス利用およびサポートの範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとします。
2. 契約者および当社は、個人情報の保護に関する関連法令を遵守するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス利用終了後も有効に存続するものとします。

## 第 25 条 (損害賠償の制限)

本サービス利用等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責めに帰すべき理由により発生した通常の損害に限定され、契約者が被った損害に対する当社の責任の上限は以下の額を限度とします。なお、逸失利益、弊所の責めに帰することができない事由から生じた損害について当社は賠償責任を負わないものとします。

- (1) 直近 1 年間に発生した本サービス利用料金の平均月額料金の 3 ヶ月分
- (2) 利用期間が 1 年に満たない場合には、当該期間に発生した本サービス利用料金の平均月額料金の 3 ヶ月分

## 第 26 条 (免責)

1. 当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能、有用性を有すること、および不具合が生じないことを含め、本サービスに関して明示的にも暗示的にも一切の保証を行うものではありません。
2. 当社は、本サービス用設備のうち、当社の製造に係らない OS 等およびデータベースに起因して発生した損害

について賠償の責任を負わないものとします。

3. 当社は、本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害について賠償の責任を負わないものとします。
4. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切の責任を負わないものとします。

#### 第 27 条（利用終了後の措置）

当社は、契約者の解約の申し入れにより本サービスの利用契約が終了した場合、本サービス用設備にて保管している契約者保有データを、解約日より 1 ヶ月以内に削除することとします。

#### 第 28 条（委託）

当社は、本サービスの提供およびサポートにあたり、その全部または一部の業務を第三者に自由に委託することができるものとします。

#### 第 29 条（知的財産権）

本サービスおよび本サービスに関する資料等の著作権、特許権、商標権、意匠、ノウハウ等の知的財産権およびその他の一切の権利は、当社または当社のライセンサーに帰属します。

#### 第 30 条（本約款の変更）

1. 当社は、本約款を随時変更することができるものとします。
2. 当社は、本約款を変更した場合、電子メールまたは当社が別途指定するウェブサイトに掲載など、当社が妥当と判断する方法で告知するものとします。
3. 本約款の変更が契約者に告知された後、本サービスの使用を継続するか、又は、契約者が利用契約を更新した時点で、利用約款の変更が契約者によって承諾されたものと見なします。
4. 当社から契約者への告知は、電子メールの送信または当社が別途指定するウェブサイトに掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。